

自動車取得税（県税）

自動車の取得に対してかかります。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

自家用自動車（軽自動車を除く） 3 % 営業用自動車及び軽自動車 2 %

◎低公害車等の取得に係る税率の特例措置

低公害車等については、次のとおり特例措置が設けられています。

【新車新規登録時】

対象自動車		車両総重量	排出ガス要件	燃費要件（注１）	新車新規登録の時期	軽減内容		
電気自動車（燃料電池自動車を含む）		－	－	－	平成27年4月1日～平成29年3月31日	非課税		
天然ガス自動車		－	平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上NOxの排出量が少ないもの	－		非課税		
プラグインハイブリッド自動車（注２）		－	－	－		非課税		
ガソリン自動車（注３）	乗用車 （乗車定員10人以下）	－	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上NOx等の排出量が少ないもの （★★★★）	平成32年度燃費基準＋20%以上達成車		非課税		
				平成32年度燃費基準＋10%以上達成車		80%軽減		
				平成32年度燃費基準達成車		60%軽減		
				平成27年度燃費基準＋10%以上達成車		40%軽減		
	バス・トラック	2.5 t 以下		平成27年度燃費基準＋5 %以上達成車		20%軽減		
				平成27年度燃費基準＋25%以上達成車		非課税		
				平成27年度燃費基準＋20%以上達成車		80%軽減		
				平成27年度燃費基準＋15%以上達成車		60%軽減		
				平成27年度燃費基準＋10%以上達成車		40%軽減		
				平成27年度燃費基準＋5 %以上達成車		20%軽減		
				バス・トラック		2.5 t 超 3.5 t 以下	平成27年度燃費基準＋15%以上達成車	非課税
							平成27年度燃費基準＋10%以上達成車	80%軽減
	平成27年度燃費基準＋5 %以上達成車	60%軽減						
	平成27年度燃費基準達成車	40%軽減						
				平成27年度燃費基準＋15%以上達成車			80%軽減	
				平成27年度燃費基準＋10%以上達成車			60%軽減	
				平成27年度燃費基準＋5 %以上達成車			40%軽減	
				ディーゼル自動車（注３）	乗用車 （乗車定員10人以下）		－	平成21年排出ガス規制適合
バス・トラック	2.5 t 超	平成21年排出ガス規制適合かつ10 % 以上NOx等の排出量が少ないもの	非課税					
		平成27年度燃費基準＋15%以上達成車	80%軽減					
		平成27年度燃費基準＋10%以上達成車	60%軽減					
		平成27年度燃費基準＋5 %以上達成車	40%軽減					
			平成27年度燃費基準達成車	40%軽減				
			平成27年度燃費基準＋15%以上達成車	80%軽減				
			平成27年度燃費基準＋10%以上達成車	60%軽減				
			平成27年度燃費基準＋5 %以上達成車	40%軽減				

【新車新規登録時以外】

対象自動車		車両総重量	排出ガス要件	燃費要件（注１）	取得の時期	軽減内容
電気自動車（燃料電池自動車を含む）		—	—	—	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	課税標準（取得価額） から45万円控除
天然ガス自動車		—	平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上NOx等の排出量が少ないもの	—		
プラグインハイブリッド自動車（注２）		—	—	—		
ガソリン自動車（注３）	乗用車 （乗車定員10人以下）	—	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上NOx等の排出量が少ないもの（★★★★）	平成32年度燃費基準＋20%以上達成車（注４）平成22年度燃費基準＋80%達成車		課税標準（取得価額） から45万円控除
				平成32年度燃費基準＋10%以上達成車（注４）平成22年度燃費基準＋65%達成車		課税標準（取得価額） から35万円控除
				平成32年度燃費基準（注４）平成22年度燃費基準＋50%達成車		課税標準（取得価額） から25万円控除
				平成27年度燃費基準＋10%以上達成車（注４）平成22年度燃費基準＋38%達成車		課税標準（取得価額） から15万円控除
				平成27年度燃費基準＋5%以上達成車（注４）平成22年度燃費基準＋32%達成車		課税標準（取得価額） から5万円控除
	バス・トラック	2.5t以下	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上NOx等の排出量が少ないもの（★★★★）	平成27年度燃費基準＋25%以上達成車（注４）平成22年度燃費基準＋57%達成車		課税標準（取得価額） から45万円控除
				平成27年度燃費基準＋20%以上達成車（注４）平成22年度燃費基準＋50%達成車		課税標準（取得価額） から35万円控除
				平成27年度燃費基準＋15%以上達成車（注４）平成22年度燃費基準＋44%達成車		課税標準（取得価額） から25万円控除
				平成27年度燃費基準＋10%以上達成車（注４）平成22年度燃費基準＋38%達成車		課税標準（取得価額） から15万円控除
		2.5t超 3.5t以下	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上NOx等の排出量が少ないもの（★★★★）	平成27年度燃費基準＋5%以上達成車（注４）平成22年度燃費基準＋32%達成車		課税標準（取得価額） から5万円控除
				平成27年度燃費基準＋15%以上達成車		課税標準（取得価額） から45万円控除
				平成27年度燃費基準＋10%以上達成車		課税標準（取得価額） から35万円控除
				平成27年度燃費基準＋5%以上達成車		課税標準（取得価額） から25万円控除
				平成27年度燃費基準達成車		課税標準（取得価額） から15万円控除
		3.5t超	平成17年排出ガス規制適合かつ50%以上NOx等の排出量が少ないもの（★★★）	平成27年度燃費基準＋15%以上達成車		課税標準（取得価額） から35万円控除
				平成27年度燃費基準＋10%以上達成車		課税標準（取得価額） から25万円控除
				平成27年度燃費基準＋5%以上達成車		課税標準（取得価額） から15万円控除
				平成27年度燃費基準達成車		課税標準（取得価額） から15万円控除
ディーゼル自動車	乗用車 （乗車定員10人以下）	—	平成21年排出ガス規制適合	—		課税標準（取得価額） から45万円控除
	バス・トラック （ハイブリッド自動車に限る）	3.5t超	平成21年排出ガス規制適合かつ10%以上NOx等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準＋15%以上達成車		課税標準（取得価額） から45万円控除
				平成27年度燃費基準＋10%以上達成車		課税標準（取得価額） から35万円控除
				平成27年度燃費基準＋5%以上達成車		課税標準（取得価額） から25万円控除
				平成27年度燃費基準達成車		課税標準（取得価額） から15万円控除
			平成21年排出ガス規制適合	平成27年度燃費基準＋15%以上達成車		課税標準（取得価額） から35万円控除
				平成27年度燃費基準＋10%以上達成車		課税標準（取得価額） から25万円控除
				平成27年度燃費基準＋5%以上達成車		課税標準（取得価額） から15万円控除

（注１）燃費基準を満たしている場合は、車検証の備考欄にその旨が記載されます。

（注２）プラグインハイブリッド自動車とは、家庭用電源から充電できるハイブリッド自動車のことで、車検証にプラグインハイブリッド自動車と記載されます。

（注３）プラグインハイブリッド自動車を含みます。

（注４）「平成22年度燃費基準」については、乗用車及び2.5t以下のトラックでJC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用されます（車検証の備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載されます）。

◎バリアフリー車両の取得に係る税率の特例措置

バリアフリー車両等については、次のとおり特例措置が設けられています。（低公害車等、先進安全自動車（ＡＳＶ）に対する特例措置の対象である場合は、いずれかの選択適用となります。）

対 象 自 動 車		新車新規登録の時期	軽 減 内 容
ノンステップバス（注１）		平成27年４月１日 	

（注１）車検証にノンステップバスであることが記載されていること。

（注２）車検証にリフト付きバスであることが記載されていること。

（注３）車検証に認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されていること。

◎先進安全自動車（ＡＳＶ）の取得に係る税率の特例措置

先進安全自動車（ＡＳＶ）については、次のとおり特例措置が設けられています。（低公害車等、バリアフリー車両に対する特例措置の対象である場合は、いずれかの選択適用となります。）

１．車両安定性制御装置（注１）を搭載した車両

対象自動車	車両総重量	新車新規登録の時期	軽 減 内 容
バス等（注３）	5 t 超12 t 以下	平成27年４月１日～平成29年３月31日	課税標準（取得価額） から350万円控除
トラック（注４）	3.5 t 超20 t 以下 20 t 超22 t 以下		
		平成27年４月１日～平成28年10月31日	

２．衝突被害軽減ブレーキ（注２）を搭載した車両

対象自動車	車両総重量	新車新規登録の時期	軽 減 内 容
バス等（注３）	12 t 以下	平成27年４月１日～平成29年３月31日	課税標準（取得価額） から350万円控除
トラック（注４）	3.5 t 超20 t 以下 20 t 超22 t 以下		
		平成27年４月１日～平成28年10月31日	

３．車両安定性制御装置（注１）及び衝突被害軽減ブレーキ（注２）を搭載した車両

対象自動車	車両総重量	新車新規登録の時期	軽 減 内 容
バス等（注３）	5 t 超12 t 以下	平成27年４月１日～平成29年３月31日	課税標準（取得価額） から525万円控除
トラック（注４）	3.5 t 超20 t 以下		
	20 t 超22 t 以下	平成27年４月１日～平成28年10月31日 平成28年11月１日～平成29年３月31日	課税標準（取得価額） から350万円控除

（注１）車検証に車両安定性制御装置搭載車であることが記載されていること。

（注２）車検証に衝突被害軽減ブレーキ搭載車であることが記載されていること。

（注３）乗車定員10人以上で立席のないものであること。

（注４）けん引自動車及び被けん引自動車は除く。

◆免税・非課税

- 取得価格が50万円以下の自動車の取得
- 相続による自動車の取得
- 法人の合併又は分割による自動車の取得
- 所有権留保付で売買された自動車でも所有権が売主から買主へ移転した場合の取得
- 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から１ヶ月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- 身体障がい者等の自動車税の減免（34ページ参照）と同様に自動車取得税についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。

◆申告と納税

自動車を取得した人が新規登録、新規検査、軽自動車の使用の届出、移転登録、自動車検査証の記載事項の変更などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

◆市町村への交付

県へ納められた自動車取得税の66.5%に相当する額は、市町村道の延長及び面積に応じて県内の市町村に交付されます。